



ANIME EXPO®

July 3-6, 2025

Los Angeles Convention Center



Japan Pavillion
Geek Street (ギークストリート)

参加企業募集

As of January 31, 2025



イベント概要



- 開催日時: 2025年7月3日～6日
- 来場者数: 400,000人
- 出展企業: 400社

※出展企業: アニメを扱う配信会社やアニメスタジオ、フィギュア・トイ会社、漫画出版会社の大型出展やグッズ制作会社の物販、クリエイターの個別小売り(アパレル、文具、アート作品、コスプレ商品等)の物販ブース、アニメ作品関連ゲーム会社の宣伝用ブース。車や展示メインのエリア(エンターテインメント・ホール)に加えゲームエリアも展開。



※去年の会場・メイン展示エリアの様子



- 1992年から現地のNPO法人SPJA(Society for the Promotion of Japanese Animation)が運営するカリフォルニア州で開催されている北米最大級のアニメ・日本のポップカルチャーイベント(B to C)。全米エンタテインメント系見本市イベントとしても、サンディエゴのコミコンと並び北米最大級。
- アニメ&漫画ファン・コスプレイヤー・インフルエンサーから業界関係者までが一堂に会し、出展企業はこの機会に新情報解禁やプレミア上映・レアグッズの販売を提供、趣向を凝らしたブース展開に鎬を削る。取り扱い分野はアニメと漫画のみならずJ-POP、Vチューバー、ゲーム、マスコットキャラなど日本ポップカルチャーを幅広くカバーしている。
- イベントではアニメの新作発表会や先行上映・公開(24年はアニメ「ダンダダン」の世界プレミア、2016年には「君の名は。」世界プレミアなど)の他に、有名作品の声優、アニメーター、監督陣のサイン会、そしてアニメソング歌手のパフォーマンスに加え来場者運営のコミュニティイベント(コスプレワークショップやパネル)も開催される。



ブース概要



JETRO
Los Angeles



↑ 正面入り口 ↑

JETRO「Geek Street」ブースは去年と同じく、メイン物販ブースエリア (Exhibit Hall)の正面入り口中央で人が多く通る位置にあります

参加者数: 10-15社程度
募集締切: 2025年2月10日(月)

JETROサポート

- 出展費(展示用テーブル、ストレージ)
- Pavillion内プロモーションモニターの利用(デジタルコンテンツ用)
- 出展者用バッジ※各社2名分(追加バッジが必要な場合は各社ご負担による一般入場チケットのご購入とさせていただきます。)
- 各種ジェトロが行う広報・プロモーション

参加者負担:

- 出展費(展示用テーブル)イベント参加のための渡航費・滞在費・通信費等
- 各社展示・配布物、販売物の現地までの輸送費(通関・輸送費、輸入税、輸送保険料等)、在庫管理 保管費 等
- 追加備品(電源、Wi-Fi 利用料、バッジリーダー等) 負担額は5月中に決定予定
- その他「JETRO サポート」以外のすべての費用

AX 採択条件



※去年のブースの様子



※今年の「Geek Street」ロゴ

コンセプト:
いろいろな好きが一つの場所に集まる街「Geek Street」。好きなものを手に入れて好きな自分に生まれ変わる、新しい好きも見つかる街。

下記テーマに沿ったグッズ、サービスの展示・販売を募集:

- **アニメ・ゲーム系**: 米国で発出したい最新のアニメ・ゲーム関連のグッズ・サービスの展示・販売
- **バーチャル系**: VR、ボイスチェンジャー、Vチューバー活動などに関連するバーチャルになりたい人を応援するグッズ・サービスの展示・販売
- **ライフスタイル系**: コスプレ、メイク、ネイルや文房具、家事グッズ、その他新しいアイデア商品などのグッズ・サービスの展示・販売
- **トレンド系**: アニメ・ゲーム以外での日本のポップカルチャー(音楽、マスコットキャラやイラストレーターなど)に関連するグッズ・サービスの展示・販売



採 択 条 件



JETRO
Los Angeles

“Geek Street”ブースのテーマに沿ったサービス・製品を有し、日本のポップカルチャー発信に寄与すると考えられる 参加企業(コラボレーター)を選考のうえ採択いたします。また応募の際には下記の条件を満たしていることが必須となります。

1年以内に米国で販売可能となる見込みのある製品・サービスであること(ただし、即売できる製品・サービスを優先 します。)

原則として、会場で販売・引き渡し可能な製品・サービスであること。

会期の全日程で会場の自社ブースに1 名以上常駐者を設置できること。また準備日も必要に応じて対応できる体制を構築できること。

本事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。

ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為にを行うアンケート等に協力すること。

以下のいずれも満たすこと。

- ①訴訟や法令順守上の問題を抱えている者ではないこと。
- ②応募者および所属機関の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有しないこと、および、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。
- ③公序良俗に問題のある事業に係る応募でないこと。
- ④公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 121 号 第 2 条に規定する風俗営業等)に係る応募でないこと。

下記リンクまたはQR コードよりアクセスしていただき、各項目にお答えください。

お申込みフォーム:

<https://forms.office.com/r/RqdzW0znjW>

ご質問などございましたら、ジェトロ・ロサンゼルス事務所
担当: 津脇、ヘインズ までご連絡ください。
Email: lag-ent@jetro.go.jp

JETRO Geek Street ご応募フォーム





留意事項



- 本案内に定めのない事項は、ジェトロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
- ご提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業からの連絡のために利用します。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部(以下「本コンテンツ」といいます。)に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者(以下「著作権者」といいます。)に帰属します。
- 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製(録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。)、上映、公衆送信(送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。)、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。
- 本コンテンツを、ジェトロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
- 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合には、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
- 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェトロにお知らせください。なお、申し込み締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
- 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあります。
- 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合やアンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
- 会場全体の基本構成、出品位置等はジェトロが決定します。ご希望に沿えないことがありますので、ご了承ください。
- 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。14. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合には、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
- ジェトロは、本事業の成果(お客様に関する成果を含みます。)又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関して何らの人格権も行使しないものとします。
- 見本市主催者の指定業者を装う者から出品者に対して、広告や宿泊手配等の勧誘が報告されています。詐欺的商法の可能性があるため、十分にご注意ください。また、このような勧誘を受けた場合には、ジェトロにご報告ください。
- 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。